

駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関する要綱（令和5年12月14日告示第233号）

最終改正:

改正内容:令和5年12月14日告示第233号 [令和6年4月1日]

○駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関する要綱

令和5年12月14日告示第233号

駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、太陽光発電事業が周辺環境に配慮し適正に行われるよう、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、本市において必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電事業 県条例第2条第1項第3号に定めるものをいう。
- （2）事業者 県条例第2条第1項第4号に定めるものをいう。
- （3）事業区域 県条例第2条第1項第5号に定めるものをいう。

（届出）

第3条 事業者は、事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電事業を行う場合には、県条例第9条に基づく事業基本計画の提出と同時に、駒ヶ根市太陽光発電事業計画新規届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により、市長に届出をしなければならない。

（排水等の基準）

第4条 事業者は、事業区域の面積が1,000平方メートルを超える太陽光発電事業を行おうとする場合には、駒ヶ根市宅地開発等指導要綱（令和5年告示第105号）第12条に規定する駒ヶ根市宅地開発指導基準に準ずる排水対策及び造成対策を講じるものとする。

（協定書等の締結）

第5条 事業者は、事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電事業を行う場合において、事業区域に隣接する区又は自治組合から協定書又は合意書（以下「協定書等」という。）の締結について求めがあった場合には、これを締結しなければならない。

2 前項の協定書等について、県条例第14条の許可の申請又は同条例第24条の届出と同時に、第3条に規定する届出書の添付書類として、その写を市に提出しなければならない。

（変更の届出）

第6条 事業者は、県条例第21条による変更の許可の申請を行う場合又は同条例第26条による届出内容の変更の届出を行う場合には、駒ヶ根市太陽光発電事業計画変更届出書（様式第1号）により、市に届出をしなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、第1項の届出について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に設置の工事に着手した太陽光発電事業については、適用しない。

様式第1号(第3条、第6条関係)

駒ヶ根市太陽光発電事業計画（新規・変更）届出書

年 月 日

（宛先）駒ヶ根市長  
（〇〇課）

事業者 住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり太陽光発電事業を行いたいので、駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関する要綱（第3条・第6条）の規定により、太陽光発電事業計画（新規・変更）届出書を提出します。

記

1 事業の計画の概要

事業の名称				
事業区域 の所在地	代表の 地名地番	駒ヶ根市		
	その他の 地名地番	駒ヶ根市		
設置者	住所			
	氏名			
保守点検 責任者	住所			
	氏名			
土地の 所有者	住所			
	氏名			
事業区域の面積		㎡		
定格出力	太陽光パネル	kW	パワーコンディショナー	kW
工事着手予定日	年 月 日	運転開始予定日	年 月 日	
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
事業の変更に 係る事項				

## (裏面)

排水計画及び 造成計画に関する 書類の提出	必要	提出日	年 月 日	受領印	不要
合意書等の提出 (後日提出)	必要	区または 自治組合名		受領印	不要
		提出日	年 月 日		

※ 届出につき、新規又は変更について、該当しない方を見え消しとすること。

※ 本届出書に記載する内容は、県太陽光条例に基づく事業基本計画書に記載の内容と合わせるこ  
と。

※ 土地の所有者欄については、土地の所有者が設置者と同一の場合には記入不要

※ 排水計画及び造成計画に関する書類の提出については、事業区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合  
には「必要」に、1,000 m<sup>2</sup>未満の場合には「不要」に○を付すこと。

※ 合意書等の提出欄については、事業区域に隣接する区または自治組合から協定書または合意書  
の締結について求めがあった場合には「必要」に、必要としないと判断した場合には「不要」に  
○を付すこと。

## 2 添付書類

(1) 位置図

(2) 排水計画及び造成計画に関する書類 (第4条に該当する場合)

(3) 合意書等 (第5条第1項に該当する場合で、同条第2項による日を期限とする。)